

平成26年（ワ）第194号 損害賠償等請求事件（本訴事件）

本訴原告 豊田 泰史

本诉被告 吉田 益夫

準備書面（1）

平成26年 7月23日

和歌山地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 太田 達也



同 弁護士 重藤 雅之



本訴原告は、本诉被告による平成26年6月9日付答弁書の「被告の主張」に対して、以下のとおり反論を行う。

第1 「第1. 当事者」について

本诉被告は、自分は本件の「当事者ではない」などと主張しているが、本訴原告が本诉被告に対して損害賠償請求を求めていることは訴状記載の通りであり、まったくもって驚くべき主張である。

第2 「第2. 原告が主張する違法行為について」

1 第1項について

（1）（1）について

被告は、「本件に至る経緯」として、本訴原告の訴外[REDACTED]に対する記事削除請求、本诉被告に対する記事削除請求等について羅列し、「被告のサイトを対象にして[REDACTED]を相手に裁判をすることは不可能である」などと主張するが、何を言いたいのかまったくわからない。

（2）（2）について

本訴原告が、和ネット掲示板に記載された違法記事の削除を求めたこ

とは事実であるが、本訴原告が求めたのは違法記事の削除であって、その削除請求書を公開することなど求めている。これを公開したのは正に本訴被告自身である。

本訴被告は、この期に及んで自らを本件訴訟の「当事者ではない」などと述べる人物であるところ、仮に違法記事を記載したわけではない第三者が弁護士からの通知を見て記事を削除することになったとしても、それは、公開する必要のない本訴原告からの削除請求書を公開した本訴被告の対応が不適切であったからである。このようなことは常識で考えれば誰にでもわかるはずである。

もっとも、当該スレッドの記事については、全ての記事を含めて削除すべき違法スレッドであるとして、既に削除の仮処分命令が下され、本訴被告によって削除処理がなされている（甲7、8）。

（3）（3）について

訴外■■■■と本訴被告との話の内容について本訴原告は知る由もないが、本訴被告の主張は概ね、「訴外■■■■は自分の違法行為を反省することなく裁判で争うと述べていた」といったことのようなのである。

本訴被告は、愚かにも、投稿者が「争う」とさえ主張すれば掲示板の管理者は違法記事を削除しなくてよいと勘違いしていることを自白しているのである。

（4）（4）について

本訴被告は、記事を削除しなかった理由として、記事を削除した場合、発信者情報が消失してしまい、これが証拠隠滅・捜査妨害に該当するとも言いたいようである。

しかしながら、被害者が自らその記事の削除を求めた場合に、掲示板の管理人がその記事を削除したことをもって証拠隠滅・捜査妨害に問われることなど有り得ない。

しかも、本訴被告は和ネット掲示板の管理人なのであるから、証拠隠滅・捜査妨害に問われることを危惧するのであれば、発信者情報を管理しておけば済む話である。本訴被告の言い分はあまりにも幼稚というほかない。

さらにいうと、後述のとおり、本訴被告のこの意味不明な反論は、本訴被告自身が本件掲示板の記事の違法性を認識していたことを示しているのである。

2 第2項について

(1) (1) について

この点については、上記第1項(4)で述べたとおりである。

繰り返すが、公開掲示板上の違法記事によって損害を被っている被害者が、早急にその違法記事の削除を求めたいと考えるのは当然のことであり、その代理人である弁護士が、掲示板の管理人に対してその記事の削除を求めるのは当然行うべき業務である。

そして、その記事が違法である場合、掲示板の管理人はその記事を削除する義務を負うのであって、普通の掲示板の管理人であれば、違法記事であるかを自ら判断し、削除するかどうかを判断するはずである。それがまともな管理人の対応というものである。

さらに、そのような被害者からの求めに応じて違法記事を削除することは、掲示板の管理人として当然の責務であって、そのことによって刑事処罰を受けるはずがないことは、常識で考えれば分かることである。

本訴被告がなぜこのような意味不明な主張を繰り返すのか、本訴原告には全く理解できない。

(2) (2) について

ア 本訴被告は、本訴原告が、違法記事の特定を行っていないなどと主張するが、これこそまさに屁理屈というべき主張である。

本訴原告は、本訴被告に記事の削除を求めるにあたり、個別の記事の違法性のみならず、スレッド自体が「通知人らを誹謗・中傷するために作成されたもの」であることがタイトルから明らかと明確に述べていた(甲2)。

そして、このスレッド全体が削除されるべきものだとの司法判断が下されている(甲7、8)。

イ また、本訴被告は、平成26年2月の段階で、本訴原告が「いたず

らに司法判断の先延ばしを行」ったことが弁護士法に違反するという理由で本訴原告に対する懲戒請求を行った。

しかしながら、このとき本訴原告が本訴被告に対して訴訟提起をしていなかったことは明白であり、本訴被告に弁護士法の条文を理解する能力がなかったとはいっても、あまりにもいい加減な話である。

- (3) 以上のとおり、本訴被告が掲げた懲戒理由は、いずれも弁護士法を理解できなかったことが原因というほかないが、対象となった弁護士としてはこのような意味不明な懲戒請求に対しても誠実に対応せざるをえないという事情があり、正に弁護士懲戒制度の濫用というべき事案である。

3 第3項について

- (1) 本訴被告は、本訴原告「準公人」などと表現し、懲戒請求書の公開が公益目的であるとか、公共の利害に関することであるなどと、法律用語を並び立て、自らの行為が原則として違法行為に該当することを前提にした主張を行っている。

しかしながら、そもそも本訴被告は本訴原告らに対する懲戒請求を適法なものと考えているようであるから、本来は、違法性阻却事由など述べる必要はないはずである。

にも拘わらず、このような違法性阻却に関する主張を行うのは、本訴被告自身、自らの行為に違法性があることを理解しているからにほかない。

- (2) なお、この点について若干付言すると、本訴被告は、上記記載の仮処分事件（尾園晋造に関する事件）において、裁判所に対し、以下のとおり驚くべき弁解をしていた。

（本訴被告）

■による書き込み記事を警察の搜索前に和ネット側において削除してしまうと、証拠隠滅罪に問われる。

そちら側（当職ら）でデータを保存しておいてもらえるのであれば、その記事を削除してもよい。

この本訴被告の発言に対し、本訴原告が、「証拠隠滅罪が問われる
ということは、あなた自身も■■■■■の書き込み記事が名誉毀損罪と
いう犯罪行為になるということが分かっているということか。」と質
問すると、本訴被告は、その答えに窮し、黙ってしまった。

(3) また、本訴被告は、上記のとおり、「公益目的」、「公共の利害」、「真
実と信じるに足る相当な理由」などといった違法性阻却事由に関する
用語を並べているものの、なぜそれが公益目的であるのか、公共の利害
に関係するのか、何をもって真実と信じるに足る相当な理由があるの
かといった具体的事実を述べておらず、このような主張によって違法性
が阻却されるはずもない。

第3 「第3 原告の損害の主張について」

本訴被告は、未だに理解していないようであるが、掲示板に違法記事が
投稿され、その記事によって被害を被っている者が存在する場合、その被
害者が違法記事の削除を求められた掲示板の管理人は、その記事を削除す
る責務を負う。

これはあくまでも掲示板の管理人の問題であって、捜査機関の問題では
ない。

本訴被告は、違法記事が記載されようとまったくの他人事のように考え
ているようであるが、掲示板を主宰、管理している以上、そのような対応
は許されない。

第4 「第4 その他」及び「第5 最後に」について

本訴被告は、何度も何度も同じことを述べ自らの行為が正当であると言
いたいようであるが、本件は、本訴被告が行った本訴原告に対する名誉棄
損、業務妨害等に関する慰謝料請求の事案であるところ、本訴被告が述べ
ている話の大部分は本件と無関係の意味不明な主張ばかりである。

本訴原告としては、本訴被告が本訴原告に対する懲戒理由があったと考
えていることも、デタラメな懲戒請求書を公開することが犯罪に該当しな
いと考えていることも、その他の独自の勝手な主張についても信じがたい

ところである。

そのため、早急に本訴被告の本人尋問と行っており、その真意を
問いただしたいと考えている。

以 上